

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務
委託事業者募集（公募型プロポーザル方式）
実施要領

令和5年4月
蒲郡市

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託事業者
募集（公募型プロポーザル方式）実施要領

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 業務の目的

本市のカーボンニュートラルを実現するために、実効性のある施策及び取組の企画立案並びに目標指標及び行動指標の見える化のために、各種基礎調査を行うことを目的とする。また、現在の蒲郡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び蒲郡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の分析・評価結果及び各種基礎調査結果に基づき、改訂版の策定を行うことを目的とする。

第2 業務の概要

1 業務名

蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託

2 業務内容

別紙1「蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託仕様書」のとおり

3 業務期間

契約日から令和6年3月31日まで

4 契約上限金額

金11,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第3 担当部局

〒443-0105 蒲郡市西浦町口田土1番地

蒲郡市市民生活部環境清掃課ゼロカーボンシティ推進室

電話 0533-57-3645

ファックス 0533-57-3924

電子メール zero@city.gamagori.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- 1 蒲郡市入札参加資格者名簿において、「業務（大分類）：役務の提供等、営業種目（中分類）：調査委託、取扱内容（小分類）：環境調査」の入札参加資格について登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続を行うものとする。
- 2 地方自治法施行令第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- 3 参加表明書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 国又は地方公共団体が発注する地球温暖化対策、再生可能エネルギーに関する調査若しくはビジョン・計画策定又は計画改訂に関する業務を履行した実績を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要調書（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 業務実施体制調書（様式4）

責任者及び担当者の業務実績等を記載すること。

(2) 提出期限

令和5年4月25日（火）午後5時まで（時間厳守、郵送の場合は必着）

(3) 提出場所

第3 担当部局と同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

2 参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

(1) 質問の受付場所

第3 担当部局と同じ。

(2) 質問の受付期間

実施要領公開から令和5年4月14日（金）午後5時まで

(3) 質問の方法

質問書（様式5）を電子メールにより提出後、担当部局へ電話確認をすること。なお、電子メール送信の際は、件名を「蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託プロポーザル質問書」と記載すること。

(4) 回答の確認方法

令和5年4月21日（金）、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。なお、回答の内容は、本実施要領と同等の効力を持つものとする。

<http://www.city.gamagori.lg.jp/site/kankyo>

3 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年5月1日（月）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。なお、参加資格要件を有する者が多数の場合は、業務実績調書に基づき、おおむね5者程度に制限することがある。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和5年5月15日（月）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

第3 担当部局と同じ。

ウ 提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受けない。）

- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和5年5月22日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提出書類

- (1) 提案書提出届（様式6）
- (2) 企画提案書（様式7）
- (3) 特定テーマに関する提案書

ア 特定テーマ1（様式8）

温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標達成に向けての具体的な施策・取組内容の提案

イ 特定テーマ2（様式9）

計画の進捗状況、施策・取組に関する削減効果及び再生可能エネルギー導入効果の指標（目標指標・行動指標）の提案

※ 提案の根拠等は、各種基礎調査に基づくものであり、基礎調査の実施方法も含め提案すること。

- (4) 見積書（様式10）

業務全体の明細内訳（算定根拠等）を明示すること。

- (5) 工程表（任意様式）

業務履行期間を令和5年7月1日から令和6年3月31日までの期間として、業務の実施スケジュールを記入すること。

その際、業務の実施手法及び実施スケジュールについて具体的に記入すること。
なお、令和5年度に基礎調査等の実施を、令和6年度に基礎調査結果等に基づく計画改訂版の策定を想定している。

2 作成上の注意事項

- (1) 原則A4版、縦置き、横書き（左綴じ）として製本すること。ただし、図等表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方法を一部縦書きにすることは差し支えない。
- (2) 両面印刷とすること。

- (3) 企画提案書は、PRポイントや記載理由など、提案趣旨を簡潔かつ明確に示すこと。また、記述にあたっては、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限
令和5年5月29日（月）午後5時まで（時間厳守、郵送の場合は必着）
- (2) 提出場所
第3 担当部局と同じ。
- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。
- (4) 提出部数
8部（正本1部、副本7部）

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、提案者から提出された企画提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

5 企画提案書作成に関する質問

企画提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

- (1) 質問の受付場所
第3 担当部局と同じ。
- (2) 質問の受付期間
令和5年5月1日（月）から令和5年5月15日（月）午後5時まで
- (3) 質問方法
質問書（様式5）を電子メールにより提出後、担当部局へ電話確認をすること。
- (4) 回答
受付後令和5年5月18日（木）までに随時、蒲郡市ホームページにて公開する。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

1 参加資格要件を満たしていない場合

- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 契約上限金額を超える提案をした場合
- 5 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第8 企画提案書の審査及び評価

1 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市地球温暖化対策実行計画見直し業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分程度とする。
- イ 提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。プレゼンテーションに必要な機材等は事前に蒲郡市と協議すること。
- ウ 出席者は、様式4に記載された管理技術者及び担当者とし、人数は3名までとする。
- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日及び場所

令和5年6月8日（木） 蒲郡市役所庁舎内

※時間等詳細については、別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

別紙2「蒲郡市地球温暖化対策実行計画改訂業務委託評価基準」のとおり

4 受託候補者の特定方法

受託候補者の特定は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、第1順位とした委員の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第1順位とした委員の最も多い提案者が2者以上いるときは、第1順位とした委員の最も多い提案者のうち第2順位とした委員の最も多い提案者を受託候補者として特定する。以下同数の場合は、同様に第3順位、第4順位と続ける。

なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

5 審査結果の通知

受託候補者を特定後、すみやかに提案者に対し、文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問等は受け付けない。

第9 契約に関する基本事項

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務委託仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者と協議が整わない場合、次点受託候補者と協議を行うこともある。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 5 企画提案書に記載された管理技術者及び担当者の変更は原則として認めない。
ただし、変更の理由及び変更予定者について、蒲郡市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- 6 本プロポーザルの提出書類の様式は、蒲郡市公式ホームページから取得すること。

第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期限又は期日
公募開始（実施要領等の公表）	令和5年4月7日（金）
参加表明書に係る質問受付開始	令和5年4月7日（金）
参加表明書に係る質問期限	令和5年4月14日（金）午後5時
参加表明書に係る質問に対する回答	令和5年4月21日（金）
参加表明書の提出期限	令和5年4月25日（火）午後5時
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	令和5年5月1日（月）
企画提案書に係る質問受付開始	令和5年5月1日（月）
企画提案書に係る質問期限	令和5年5月15日（月）午後5時
企画提案書に係る質問に対する回答	令和5年5月18日（木）までに随時回答
企画提案書の提出期限	令和5年5月29日（月）午後5時
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年6月8日（木）
企画提案書審査結果の通知	令和5年6月12日（月）（予定）
契約締結	令和5年6月下旬（予定）